

医療安全管理に関する基本方針

患者さんに安心して医療を受けていただくための、当院の取組

当院は、患者さんの生命・健康・尊厳を守ることを最優先に、職員一人ひとりの安全意識と組織的な仕組みの両面から、医療事故の予防と医療の質の向上に取り組めます。

1. 基本的な考え方

医療には一定のリスクが伴います。当院では、個人の注意だけに頼るのではなく、複数の確認手順、職種間の情報共有、事例の振り返りなどを通じて、誤りが患者さんへの影響につながらない仕組みづくりを進めます。

- 患者さんの権利と尊厳を尊重し、安全を最優先に医療を提供します。
- 事故やヒヤリ・ハットを組織で共有し、原因を分析して再発防止につなげます。
- 職種や役職にかかわらず、安全上の懸念を伝え合える職場づくりに努めます。

2. 医療安全を支える院内体制

病院長の責任のもと、医療安全管理委員会を設置し、医療安全推進者を中心として各部門が連携します。委員会では、院内の安全上の課題、報告事例、改善策の実施状況などを定期的に確認します。

体制	主な役割
病院長	医療安全管理に関する最終的な責任を担い、必要な改善を指示します。
医療安全管理委員会	事例の分析、再発防止策の検討、院内への周知、研修計画などを行います。
医療安全推進者	院内の報告を集約し、関係部門との調整や改善活動を進めます。
身体的拘束最小化チーム	身体的拘束等の実施状況を把握し、代替方法や解除に向けた対応を検討するとともに、病棟ラウンドや職員への助言を行います。
各部門・全職員	手順の遵守、相互確認、速やかな報告と改善策の実践に取り組めます。

3. 安全に関する報告と改善

医療事故だけでなく、事故には至らなかった事例や安全上の気づきも報告対象とします。報告は責任追及を目的とするものではなく、原因や背景を検討し、手順・設備・教育などの改善に活用します。

4. 職員教育

全職員を対象とした医療安全研修を年2回程度実施するとともに、新規採用時の教育や、必要に応じた臨時研修を行います。研修内容と実施状況は記録し、継続的な改善に役立てます。

5. 医療事故等が発生した場合の対応

- 患者さんの救命と被害拡大の防止を最優先に対応します。
- 事実関係を速やかに確認し、院内の定められた経路で病院長等へ報告します。
- 患者さん・ご家族に、把握した事実と今後の対応について誠実に説明します。
- 原因を検討し、必要な再発防止策を講じ、その実施状況を確認します。

6. 患者さんとの情報共有

検査・処置・治療を行う際は、内容、期待される効果、主な危険性、他の選択肢などについて、できる限り分かりやすく説明します。ご理解とご納得を確認したうえで、必要な同意をいただきます。

- お名前、生年月日、検査や処置の内容など、安全確認のために同じことを複数回お尋ねする場合があります。
- 治療や説明について分からないこと、不安に感じることは、遠慮なく職員へお申し出ください。

7. ご相談・ご意見への対応

医療安全、治療内容、職員の対応などについてのご相談やご意見は、受付またはお近くの職員へお申し出ください。内容に応じて担当者が関係部門と連携し、誠実に対応します。

ご相談窓口 受付または病棟職員 電話 06-6712-1023

8. 本方針の周知・見直し

本方針は院内で職員に周知し、患者さん・ご家族から閲覧のお申し出があった場合に対応します。また、医療安全管理委員会で定期的に内容を確認し、制度改正や院内体制の変更等に応じて見直します。

2026 年 7 月改定
医療法人芥川会 芥川病院